# 7月8日から外国人住民の方にも住基ネットの運用を開始
## ～住基カードの交付も受けられます

問合せ先　市民窓口課

### 住民基本台帳ネットワークシステム運用開始

平成25年（2013年）7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット（※1））の運用が開始されます。

住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コード（※2）が記載され、平成25年（2013年）7月8日から、その住民票コードがご本人へ通知されます。

（※1）住基ネットは、住民の方々の利便性の向上と国および地方公共団体の行政を合理化するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

（※2）住民票コードは、住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。

### 住基カード交付

平成25年（2013年）7月8日から、外国人住民の方も住民基本台帳カード（以下、住基カード（※3））の交付を受けることができるようになります。

（※3）住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な証明書としても使えます。

### 平成25年7月8日から、外国人住民の方もできるようになること

- 一部の行政機関で、住民票の写しの提出が省略されるなど、手続きが簡略化されます。
- 日野市以外でも住民票の写しの交付を受けることができるようになります。そのときに、住基カードまたは在留カードなどの提示が必要です。
- 住基カードの交付を受けた方は、転入届の特例が受けられ、郵送などにより転出届を行うことができます。これにより、引っ越し時の手続きで窓口に出向くのは、引っ越し先の市区町村の窓口だけとなり、一度で済むようになります。
- 住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができるようになります。

▲写真付き住民基本台帳カード（イメージ）

## 公的個人認証サービス（電子証明書など）の更新作業に伴うサービス停止について

公的個人認証サービス認証局の更新作業の実施に伴い、下記の通り公的個人認証サービスを停止します。

詳細は公的個人認証サービスポータルサイト（http://www.jpki.go.jp）をご覧ください。

問市民窓口課、七生支所

**▶窓口（市民窓口課、七生支所）での電子証明書の発行・更新・失効サービスの停止**…日7月29日㈪・30日㈫※受付窓口端末を用いたパスワードの変更・初期化・ロック解除はできます

**▶利用者のポータルサイトのオンライン窓口停止**…日7月26日㈮～30日㈫※ポータルサイト内のオンライン窓口を用いた電子証明書の有効性確認、電子証明書の失効申請はできません。

## 7月6日土曜窓口業務および自動交付機は休止します

住民記録などのシステム変更に伴う作業のため、7月6日㈯の市民窓口課・豊田駅連絡所・七生支所・納税課・保険年金課・市民相談窓口の土曜窓口業務は休止します。

また、自動交付機も停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

問市民窓口課、七生支所、納税課、保険年金課、市民相談窓口

# 情報公開制度と個人情報保護制度　平成24年度の運用状況

市では、市民の知る権利を保障するための「情報公開制度」と、プライバシーを保護するための「個人情報保護制度」を実施しています。広報今号では、この2つの制度の平成24年度運用状況をお知らせします。　問総務課

### 情報公開制度

どなたでも市が持っている情報の閲覧や視聴、写しの交付を求めること（行政情報公開請求）ができます。個人情報などの例外を除き、原則として公開します。平成24年度の運用状況は表1の通りです。

**●平成24年度　行政情報公開請求の状況**　（表1）

| 請求手続件数 | 決定件数※ | 決定内容 | | | | | | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 | | | 却下 | 取り下げ |
| | | | | 非公開 | 不存在 | 存否応答拒否 | | |
| 52 | 66 | 20 | 30 | 3 | 11 | 0 | 2 | 5 |

※1件の請求に複数の決定を行う場合があります。

### 個人情報保護制度

プライバシー保護のため、市に個人情報の適正な取り扱いを義務付け、また、本人には市が保有している個人情報の開示、訂正、消去・廃棄、利用中止を求める権利を保障する制度です。平成24年度の運用状況は表2・3の通りです。

**●平成24年度　保有個人情報開示請求などの状況**　（表2）

| 請求の種類 | 請求手続件数 | 決定状況 | | | | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 承諾 | 一部承諾 | 不承諾 | 却下 | 取り下げ |
| 開示 | 16 | 8 | 3 | 1 | 1 | 4 |

※平成24年度は訂正、消去･廃棄、利用中止の各請求はありませんでした

**●個人情報取扱事務の状況**　（表3）

| 平成24年度中の届出数 | | | 平成24年度末現在累計 |
|---|---|---|---|
| 新規事務 | 内容変更 | 廃止 | |
| 38件 | 26件 | 14件 | 635件 |

### 情報公開や個人情報開示などの請求方法

**▶請求場所**

〒191－8686日野市役所1階市民相談窓口内情報公開窓口（FAX581－2516）

**▶情報公開の請求方法**

郵送、FAXまたは電子申請で受け付けます。請求に必要なものはありません。

**▶個人情報開示などの請求方法**

本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）を持参し、市民相談窓口へ。また、個人情報訂正請求の場合には、情報が誤りであることを証明するものも必要です。

### 情報公開などの決定と方法

請求日の翌日から原則14日以内に公開・非公開などを決定し、お知らせします。情報の閲覧などで市役所にお越しいただく場合があります。なお、写しの交付には、1枚10円かかります。

### 不服申立制度

情報公開請求などに対する市の決定に不服がある場合には、市に対して不服申し立てができます。申し立てを受けた市は審査会に諮問し、その答申を尊重して最終決定をします。

### 情報公開・個人情報保護審査会

情報公開請求などに係る不服申立てについて、市からの諮問を受けて審査する機関です。市長が委嘱した5人の委員で構成されています。平成24年度の諮問の内容は表4の通りです。平成24年度は、このうち5件について答申しました。

### 情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開・個人情報保護の両制度が適正に運営されているかをチェックするために設けられた審議機関です。10人の委員で構成され、うち4人が市民公募の委員です。個人情報の取り扱いについての諮問のほか、コンピューターネットワークの管理運営に関する重要事項なども審議します。平成24年度の審議会への諮問状況は表6の通りです。

**●不服申立ての状況**　（表4）

平成24年度は、審査会を11回開催しました。諮問件数は、前年度から継続しているものも含めて10件（うち取り下げ3件）ありました。諮問の概要および審査会の判断または審査状況は、次の通りです。

| 諮問の概要 | 分類 |
|---|---|
| 「書籍の増刷後の著作権料の最終的な受取者を示す資料」の行政情報公開請求に関するもの（市長分） | 1 |
| 「書籍の増刷後の著作権料の最終的な受取者を示す資料」の行政情報公開請求に関するもの（教育委員会分） | 1 |
| 「土地区画整理審議会の委員の履歴書」の行政情報公開請求に関するもの | 2 |
| 「まちづくり条例に基づく開発事業資料」の行政情報公開請求に対する第三者からの反対意見に関するもの | 4 |
| 「土地区画整理事業において関係者に交付された仮換地の地図の作成の基となった資料等」の行政情報公開請求に関するもの | 2 |
| 「開発事業に関わる見解書及び意見書」の行政情報公開請求に対する第三者からの反対意見に関するもの | 4 |
| 「開発事業に関わる指導書及び指導書に対する見解書」の行政情報公開請求に対する第三者からの反対意見に関するもの | 4 |
| 「日野市情報公開・個人情報保護審査会小林繁人委員の経歴書及び委嘱の決裁」の行政情報公開請求に関するもの | 1 |
| 死亡した生活保護受給者の親による当該死亡した生活保護受給者の個人情報（生活保護ケース記録）開示請求に関するもの | 3 |
| 「建築計画概要書」の開示（写しの交付）請求に関するもの | 5 |

※分類欄の数字は、表5の分類欄の数字に対応します
※分類の内容は、平成25年5月30日現在のものです

**●審査会の判断・審査状況の分類**　（表5）

| 分類 | 内容 |
|---|---|
| 1 | 市の決定を妥当としたもの |
| 2 | 市の決定の一部を不当としたもの |
| 3 | 市の決定の全部を不当として取り消すべきもの等としたもの |
| 4 | 不服申立ての取り下げを受けて、市が諮問の取り下げをしたもの |
| 5 | 審査中のもの |

**●平成24年度審議会への諮問**　（表6）

| 諮問事項 | 件数 | 諮問事項 | 件数 |
|---|---|---|---|
| 要注意情報の収集 | 13 | 外部提供 | 3 |
| 本人以外からの収集 | 2 | 外部提供の通知省略 | 3 |
| 本人以外収集の通知省略 | 2 | 外部とのオンライン結合 | 0 |
| 目的外利用 | 10 | 諮問事項合計 | 43 |
| 目的外利用の通知省略 | 10 | | |

平成24年度は7回開催、諮問案件数19件
※1つの案件に複数の諮問事項が含まれている場合があります